

研究・開発助成制度について（募集）

一般社団法人日本医療機器学会では、医療機器に関する研究・開発を促進するため、これらの研究・開発に対し助成制度を設けています。大学、研究所、医療機関、企業等の、特に若手研究者の研究・開発に資することができればと願っています。奮ってご応募ください。

記

- 1. 助成対象：**医療機器に関わるつぎの研究・開発で、かつ実用化が可能であるもの。
 - ①独創性に富む製品の研究・開発
 - ②既存製品の顕著な改善・改良に関わる研究・開発
 - ③新技術（ソフトウェア含む）の研究・開発
- 2. 応募資格：**継続して3年以上の正会員または企業会員所属の社員。ただし、共同研究者の資格は問わない。
- 3. 助成金額および対象：**1件につき50万円以下とし、当該研究・開発に必要なつぎの費用に限ります。什器・備品費、人件費および間接諸経費などは対象外です。
 - ①研究・開発に必要な部材・試薬購入費、消耗品費、外注加工費
 - ②計測機器等の購入およびレンタル費用
 - ③図書購入費および情報収集費（文献・特許検索・コピー費等）
 - ④実験費、委託実験費
- 4. 研究・開発期間：**2024年4月1日から、2025年3月31日までの1年間とします。
- 5. 応募方法：**所定の「研究・開発助成申請書」を2024年2月29日までに、研究・開発助成委員会（以下委員会という）に提出すること。（申請書はホームページからダウンロードまたは事務局に請求）
- 6. 採否の決定：**委員会で主につぎの評価項目を用いて審査し、2024年3月31日までに採否を通知します。
 - ①研究・開発の実用化の可能性
 - ②研究・開発から生まれる製品・技術の実用的価値
 - ③研究・開発から生まれる製品・技術の新規性
- 7. 助成対象者の義務：**
 - ①2025年3月31日の研究・開発期間満了後1カ月以内に、完了報告書を委員会へ提出すること。
 - ②研究報告（成果）を本学会誌または定期大会で発表すること。ただし、発表が困難な場合は、その理由書を委員会へ提出し、承認を得ること。
- 8. 助成金の支払：**採用が決定後1カ月以内に半額を支払い、研究・開発の終了時（提出された完了報告書が委員会で適正と認められた時点）に残金を、当該研究・開発に要した費用の領収書・証憑書類を以て実費を支払います。（ただし、助成申請許可額を限度とする）
- 9. 助成金の返納：**特別な理由なく研究・開発が実行されなかった場合は、支払い済の助成金を返還していただきます。
- 10. 工業所有権等について：**当該研究・開発において発生する工業所有権および商標権は、原則として本学会は請求しません。
- 11. 守秘義務：**委員会は、申請の内容が公にされるまでは、守秘義務を負います。